

家庭的保育事業(保育認定)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育支援加算 ⑧
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	166,230	$1,570 \times \text{加算率}$	5,190	$50 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 28,260	$280 \times \text{加算率}$	49,600
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,050	$240 \times \text{加算率}$	44,050

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③
-----------	-----------	--------------

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算		
処遇改善等加算 I ⑨		

減価償却費加算		
加算額		
標準	都市部	
⑩		

賃借料加算		
加算額		
標準	都市部	
⑪		

連携施設を設定しない場合 ⑫

10/100 地域	3号	保育標準時間認定
		保育短時間認定

+	35,330	+	350	×	加算率	+
---	--------	---	-----	---	-----	---

A 地域	8,100	8,900
B 地域	7,700	8,400
C 地域	7,300	8,000
D 地域	6,900	7,600

A 地域	44,300	49,200
B 地域	24,400	27,100
C 地域	21,300	23,600
D 地域	19,100	21,200

-	6,170
---	-------

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	$(④+⑤+⑧)$ $\times 19/100$	5,050
		保育短時間認定	$(④+⑤+⑧)$ $\times 20/100$	4,130

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－①		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数				
		B：処遇改善加算Ⅱ－②				
		6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,710	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,530	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,510			
除雪費加算	⑰	5,970		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	149,680 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑳	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		